



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

家計急変世帯への支援を開始します！

奨学のための給付金のご案内

支給の対象

授業料以外の教育費（教科書代や学用品代など）の一部を給付する制度です。以下の2つの要件を満たした世帯は給付を受けることができます。

①保護者等が
県内に在住

②次のいずれかの所得基準を満たしている

- ・生活保護（生業扶助）を受給している
- ・令和2年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（※家計急変によって保護者等の収入が非課税相当まで落ち込んだ世帯を含む）

支給を受けるには？

申請書類の提出が必要です。※提出が必要となる書類は世帯状況により異なります。学校の事務室へ申請を希望することを伝えてください。

支給金額

申請や家計急変の時期によって、支給される金額や支給時期は異なります。

全日制・定時制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円（年額）
	非課税・家計急変世帯	第1子	84,000円（年額）
		第2子以降	129,700円（年額）
通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円（年額）
	非課税・家計急変世帯		36,500円（年額）

お問い合わせ

生徒が在学している学校

または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 電話 048-822-5670

埼玉県立高等学校入学料・授業料と支援制度

検索

